

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

休園施設の廃止、幼保再編計画に基づく民営化及び認定こども園への移行に伴い、市立保育園8園を廃止するため、甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 廃止する保育園の規定を削ることとします。

【別表第1関係】

(2) 廃止する保育園の規定を削るとともに、通常保育（土曜保育）の利用時間を改めることとします。

【別表第2関係】

(3) 延長保育の実施施設を改めることとします。

【別表第3関係】

(4) 一時預かり保育の実施施設を改めることとします。

【別表第4関係】

(5) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

(1) 廃止に伴う県への届出については可決後速やかに行います。

- (2) 市立保育園の土曜保育を終日実施します。(一部の保育園は集合方式)
- (3) 土山保育園の延長保育は、認定こども園への移行後も継続実施します。
- (4) 一時預かり保育の市立施設での実施について、水口地域以外は保育園から子育て支援センターでの実施に変更します。